

FAQ

(誓約書の提出範囲)

Q1 誓約書の提出は、契約金額が500万円以上の元請負人だけでなく、下請契約金額（資材・原材料等の納入契約金額）が500万円以上の下請負人等（納入業者、2次下請等を含む）についても必要なのでしょうか。

- 全ての契約（工事、建設コンサル、委託役務、物品購入）を対象として、契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等については、誓約書の提出が必要です。

(数度の契約の場合)

Q2 500万円未満の契約では誓約書は、必要ないとされていますが、数度に分けて注文、納品を行う場合、500万円以上になった下請負人等（納入業者、2次下請等を含む）も誓約書の提出が必要なのでしょうか。

- 同一案件における次の場合には、その契約金額の総額が500万円以上であれば、誓約書の提出が必要です。
 - ・ 同一業者が複数回受注する場合
 - ・ 複数現場の一括契約、資材の一括購入をする場合

(元請負人の確認)

Q3 元請負人は、下請負人が契約した契約金額500万円以上の契約をどのようにして把握すればよいのでしょうか。

- 下請負人等からの誓約書については、それぞれの契約関係において寝屋川市制限付一般競争入札（電子入札）公告共通事項第14項第12号及び誓約書（誓約書第5項）に基づき、その提出を求めるものであり、契約金額が500万円以上のものについては、元請負人を通じて寝屋川市に提出しなければなりません。
下請負人が下請負人等を使用する場合は、その下請負人の責任で誓約書を提出するように、元請負人として下請負人を指導してください。

(誓約書の署名・押印)

Q4 誓約書の署名・押印はどのようにすればよいのでしょうか。

- 入札参加資格申請用の誓約書は、代表者が署名（自署）又は記名押印（実印）してください。

- 元請用、下請用の誓約書は、契約書と同様に署名又は記名押印（使用印）してください。ただし、電子入札システムを使用して、提供する場合は押印不要です。
また、下請負人には、下請負人との間で締結する契約書や注文請書と同様の署名又は記名押印をするよう指導をお願いします。

（提出先・提出時期）

Q 5 入札参加申請人、元請負人、下請負人の誓約書は、いつ、どこに出せばよいのでしょうか。

- 入札参加資格申請人は入札参加資格申請時に提出してください。
- 元請負人、下請負人は入札公告や入札説明書に誓約書の提出時期、提出先が記載されているので、よく確認してください。
- 基本的に、開札後に事後審査書類の提出を求める場合は、誓約書を事後審査の書類と併せて提出することになります。
なお、委託役務、物品購入等で、開札後に事後審査の書類を提出しない場合は、原則として契約の締結時に提出することとなります。
- 下請負人の誓約書は、元請負人が下請負人と下請負契約を締結する際に提出させ、元請負人が提出先に速やかに提出しなければなりません。誓約書を提出しない下請負人とは契約しないようにしてください。

（下請負人が暴力団密接関係者だったときの元請負人のペナルティー）

Q 6 下請負人が誓約書の内容に違反した場合は、元請人にどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

- 下請負人が誓約書に違反（暴力団密接関係者と判明）した場合は、当該下請契約を解除しなければなりません。また、寝屋川市として、違反者と契約を行っていた元請負人等から事情聴取を行うこととなります。
この際、誓約書を提出させているなど元請負人として問題がなければ、元請負人との契約を解除することはありません。ただ、今後の対応について、元請負人に対して注意喚起を促すこととなります。
- 元請負人が誓約書を徴していない場合は、指名停止となるほか、入札参加除外措置の措置要件に該当するのかが調査を行った上で、必要な措置を行います。

- 契約解除については、寝屋川市が元請負人に下請負人との契約解除を指導し、指導に従わなければ、元請契約を解除することとなります。

指導を受けた際にスムーズに下請契約を解除できるように、下請契約を締結するときは、寝屋川市と同様に契約書に当該契約の解除条項（工事請負契約約款第43条第1項、設計業務等委託契約約款第42条第1項）と下請負人が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項（寝屋川市暴力団排除措置要綱第3条第1項、第8条第2項第6号）を盛り込むようにしてください。

（誓約書の不提出と元請負人のペナルティー）

Q7 下請負人等が誓約書を提出しない場合は3か月の指名停止を行うことがあるとありますが、提出がない場合は元請人にどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

- 下請負人等が誓約書（契約金額500万円未満を除く。）を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。
- しかし、既に契約している下請負人等から誓約書の提出がないことが判明した場合は、元請負人として下請負人等に対して、誓約書を提出するよう指導し、指導しても提出しないというときは、誓約書の提出先へ報告をお願いします。
- 必要な指導や報告を行っていれば、指名停止に問われることはありませんが、提出がないことを知りながら放置していたり、報告を怠るなどの場合には、指名停止措置を受けることがあります。